

- 注 1 (1)については、利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注 1 及び注 3 において同じ。）の平均障害程度区分が 5 以上であり、かつ、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者の数の合計数の 100 分の 20 以上であって、指定障害者支援施設基準第 4 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 2 (1)については、区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が 2 人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数に 22 単位を加算する。
- 3 (2)については、第 8 の注 1 の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者 1 人につき、指定障害者支援施設基準第 4 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる生活支援員を、(一)から(三)までに掲げる場合にあつては 0.5 人以上、(四)から(七)までに掲げる場合にあつては 1 人以上、(八)から(十一)までに掲げる場合にあつては 1.5 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 3 新事業移行時特別加算 21 単位  
 注 特定旧法指定施設である指定障害者支援施設が、指定施設入所支援を行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。
- 4 入院・外泊時加算
- (1) 利用定員が 60 人以下 320 単位  
 (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 272 単位  
 (3) 利用定員が 81 人以上 247 単位
- 注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認められた場合に、1 月に 6 日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。
- 5 地域移行加算 500 単位  
 注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。）の退所に先立って、指定障害者支援施設基準第 4 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者（ 6 において「施設従業者」という。のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

- 6 入院時支援特別加算
- (1) 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに 4 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。）の日数の合計が 7 日未満の場合 561 単位  
 (2) 当該月における入院期間の日数の合計が 7 日以上の場合 1,122 単位
- 注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。
- 7 栄養管理体制加算
- イ 栄養管理体制加算(I)
- (1) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 24 単位  
 (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 17 単位  
 (3) 利用定員が 81 人以上 13 単位
- ロ 栄養管理体制加算(II)
- (1) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 22 単位  
 (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 15 単位  
 (3) 利用定員が 81 人以上 12 単位
- ハ 栄養管理体制加算(III)
- (1) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 12 単位  
 (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 8 単位  
 (3) 利用定員が 81 人以上 6 単位
- 注 1 イについては、次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。
- (1) 常勤の管理栄養士を 1 名以上配置していること。  
 (2) 利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。  
 (3) 利用者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。
- 2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イ又はハを算定している場合は、算定しない。
- (1) 常勤の栄養士を 1 名以上配置していること。  
 (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 3 ハについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イ又はハを算定している場合は、算定しない。
- (1) 管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。  
 (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。